

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	668
		決裁期日	令和5年11月30日
名 称	令和5年度第3回上富良野町農業振興審議会		
日 時	令和5年11月24日（金）13：10～15：00		
場 所	ふらの農協北エリア上富良野事務所 2階会議室		
出席者	井村会長、西木副会長、三好委員、矢野委員、杉本委員、工藤委員、水島委員、横山委員、松藤委員 以上9名、 農業振興課 課長、主査		
内容	<p>会長挨拶の後、議事に入る。</p> <p>1. 審議等事項</p> <p>(1) 第9次上富良野町農業振興計画（案）について</p> <p>農業振興課：第2回にて確認した意見や指摘事項の修正及び校正等の内容について説明した。</p> <p>〈説明内容〉</p> <p>第9次農業振興計画のテーマをめざす姿や内容を加味し「多様な人材が活躍する、活力と魅力あふれる農業・農村づくり」として設定した趣旨を説明した。</p> <p>大枠である3つのめざす姿から展開される主要施策を38項目に設定した。第2回会議の審議中であった、道の駅構想は現状の計画はないため、道の駅に併設が考えられる地場産品の直売所と加工施設は、「地場産品販売施設の活用」、「商品開発加工施設の活用」の項目に分けてそれぞれに整理している。また、観光客の増加における危険性や安全対策については「農作業及び農村地域における安全対策」の項目に整理した。「安定した経営に向けた合理化の推進」、利子補給関係については、本文の移動により内容を整理した。</p> <p>世界の情勢、国内の情勢、地域の農業情勢、食料需給を巡る動きにおける各項目の修正事項の内容説明を行い、めざす姿の（1）現状と課題の確認と（2）めざす姿の記載を確認した。また、施策の方針と展開について、各項目の確認を行った。</p> <p>〈質問・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員：ウクライナ情勢については、世界規模で見ると影響はそれほど大きくはないとの評価も一部であるが、その点はどうか。</li> <li>・農業振興課：ウクライナ情勢については、農業においてはウクライナの主産物である穀物が食料市場の相場とエネルギー需給にも影響し、それらの輸入価格の高騰や貿易等様々な部分で影響し、また、ロシアの輸出原料も肥料価格高騰等の多大な影響を受けており、それを考慮し記載している。</li> </ul>		

内容

- ・委員：現在6次産業化について取組はあるか？
- ・農業振興課：国の6次産業化事業を活用したものは、令和2年度にジェラート事業を実現したが、現時点で国の制度活用の取り組みはないが、独自にワインの事業化を進めている方がいる。国の事業は、地場産原料の割合を50%以上使用とハードルが高く、条件を満たすものが少なく断念するケースもある。
- ・委員：6次化についてはハードルが高いと考える。労働力不足の中で厳しく、そのなかで稀に挑戦している農家もいる。他の市町村や高校性等を例にあげると、発展させていくために加工場等の施設で食品衛生管理者を設置し、加工して作ったものを道の駅で販売している例がある。個々の農家だけで行うことは非常に難しい。国が6次化を推奨することは、夢があって良いが現実には厳しいと考える。
- ・農業振興課：上富良野町の農畜産物加工実習施設も食品衛生管理者を設置して運営している。使用料については、研究目的のみの場合より商品として販売目的の方が割高にはなるが、施設で加工したものを商品として販売する事も可能である。農畜産物加工実習施設は町としても重要な施設と認識しており、今後の活用については老朽化対策としての修繕等使い方も含めて、将来像や目標を設定して行い、具体的な内容については振興計画の次に展開する実践プランへ載せて計画的に進めていくようにしたいと思う。
- ・委員：エゾシカの捕獲数の表示について
- ・農業振興課：捕獲数について、加筆、修正いたします。

(2) パブリックコメントについて

令和5年12月25日から令和6年1月24日までの間、パブリックコメントとして周知する。「広報かみふらの」に二次元コードを掲載し、HPにて本計画案を掲載し意見を募る。意見があった際に、内容の審議が必要となる場合は審議委員会で審議する。

(3) 実践プランについて

第9次計画を策定後に、計画を補完するため、より具体的な実践プラン作成する。重点項目を記載し、各種取組も添えて、項目に合わせて作成する。また、総合計画の後期に合わせてとなり年次的に評価を進めるよう項目をまとめて進めていく。次回以降に内容について協議を進める。

(4) その他

第9次農業振興計画（案）については、この内容で概ね修正ないので、今後も町長と最終確認を行う。12/25から始まるパブリックコメントまでの間に内容が相当変更する場合には再度審議会で確認頂きたくため、修正した箇所をお配りして同意・承認を頂く場合があるので、その際にご容赦頂きたい。

15時10分 閉会とする。